

令和6年2月15日
釜石市告示第19号
改正 令和7年3月31日釜石市告示第52号

釜石市森林整備促進作業道作設事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 森林の有する国土の保全、水源のかん養、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面的機能の維持及び増進を図るため、適正に管理されていない森林の所有者(以下「森林所有者」という。)から委託を受けた林業経営体(以下「補助事業者」という。)が森林整備事業を実施するための森林作業道を作設する経費に対し、予算の範囲内で、釜石市補助金交付規則(昭和50年釜石市規則第44号)、釜石市補助金交付要領(平成19年釜石市告示第79号。以下「交付要領」という。)及びこの要綱により補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 適正に管理されていない森林 森林法(昭和26年法律第249号)第11条に規定する森林経営計画が作成されていない森林をいう。
- (2) 林業経営体 市内に事業所等を有する林業者をいう。
- (3) 森林整備事業 森林整備補助金交付規則(昭和48年岩手県規則第73号)第2条第1項に定める森林環境保全直接支援事業のうち、同条第2項第1号から第10号までに掲げる作業をいう。
- (4) 森林作業道 岩手県森林作業道作設指針(平成23年4月8日付け森整第27号)に適合する作業道をいう。

(交付対象経費及び補助金額)

第3条 補助事業の交付対象経費及び補助金額は、次の表のとおりとする。

内容	交付対象経費	補助金額
開設費、横断排水溝、丸太組土壙工、路盤工、重機回送費等森林整備事業を実施するために必要な森林作業道の作設に係る経費	人件費 需用費 役務費 委託料 使用料及び賃借料 事請負費 原材料費	作設した森林作業道の延長 1メートル当たり 2,000 円を乗じて得た額(延長は、1メートル未満を切り捨てる。)

(交付申請等)

第4条 補助金交付申請の期限は、毎年度2月28日とする。

2 交付要領第3条第1項第5号の規定によりその他要綱で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 森林所有者との委託関係を証する書類
- (2) 森林作業道の作設予定の線形の図面及び位置図

(交付の条件)

第5条 交付要領第6条第1項の規定により要綱で定める交付の条件は、森林作業道の作設後に森林整備事業を実施することとする。

(届出事項)

第6条 補助事業者は、次のいずれかに該当するときは、速やかに文書をもってその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 住所若しくは所在地又は氏名若しくは名称を変更したとき。
- (2) 代表者を変更したとき。

(完了期限等)

第7条 補助事業の完了及び補助金請求書等の提出期限は、毎年度3月31日までとする。

2 交付要領第10条第5号の規定によりその他要綱で定める書類は、森林作業道作設後の線形の図面とする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、令和6年2月15日から施行する。
- 2 この告示は、令和17年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（令和7年3月31日釜石市告示第52号）

- 1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。